

倉敷民商弾圧事件の無罪判決をめざして、元気の出る行動第3弾

「不当逮捕から3年目を迎えた怒りの抗議集会」弁護団報告・各地交流・3人の決意表明

2017年1月31日（火）13時30分～15時

岡山シンフォニーホール・イベント室 終了後岡山駅までデモ行進



毎月早朝から最高裁前で宣伝



毎週火曜日岡山地裁前で宣伝

小原淳・須増和悦裁判

- 2014年2月13日 税理士でないものが税務書類を作成したとして税理士法違反で逮捕
2名は、逮捕以来185日間、完全黙秘で闇った。
- 2015年4月17日 岡山地裁で不当判決—懲役10月、執行猶予3年。直ちに控訴
12月7日 広島高裁岡山支部、控訴棄却。直ちに最高裁へ上告。
- 2016年6月13日 最高裁へ上告趣意書を提出。弁護団は4回補充意見書を提出
最高裁へ上告して、1年が経過しました。
- 最高裁は、原則法廷は開かれません。審理は大詰めに来ていると思われます。何としても無罪判決を！

禪屋町子裁判

- 2014年1月21日 建設会社の脱税と一緒にした「共同正犯」として、法人税法違反で逮捕
2月10日 脱税を「正犯」から「ほう助」に変えて起訴。
逮捕以来、「検察の起訴事由を認めない」として428日間も勾留を受ける。
- 4月25日 初公判
- 2016年4月 東京地裁から転勤してきた江見健一裁判長は、法廷を100号から203号に。
証人・証拠の採用について。検察側認めるが、弁護側の申請は拒否。
- 12月14日 検察が懲役2年を求刑。 2017年3月3日に判決。

主催 倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす全国連絡会

連絡先 倉敷民商を支える会（倉敷民商内）086-426-1578 倉敷民商を支える岡山の会（県労会議内）086-221-0133
岡山県商工団体連連合会 086-243-3856 日本国民救援会岡山県本部 086-254-2799